

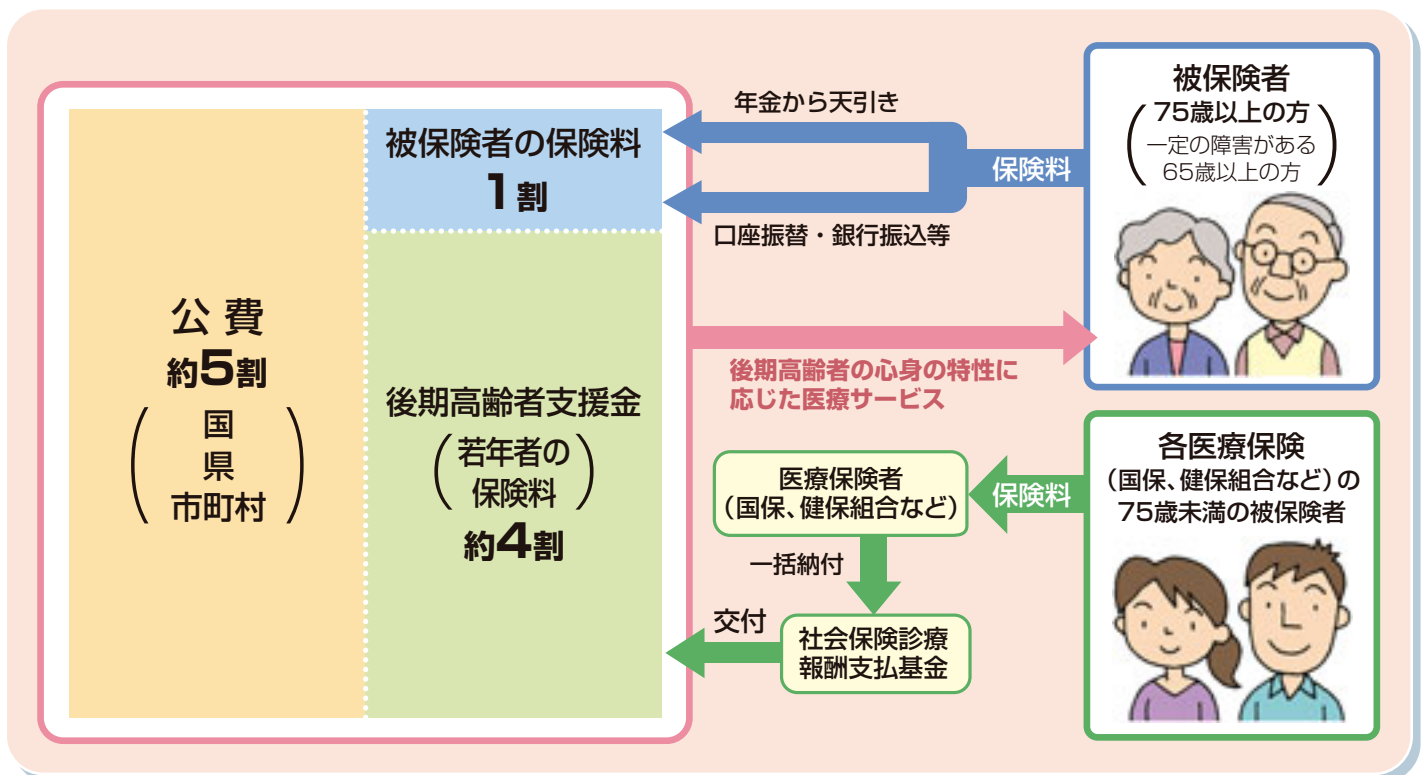
平成20年
4月から
始まる

後期高齢者医療制度の 保険料率が決まりました

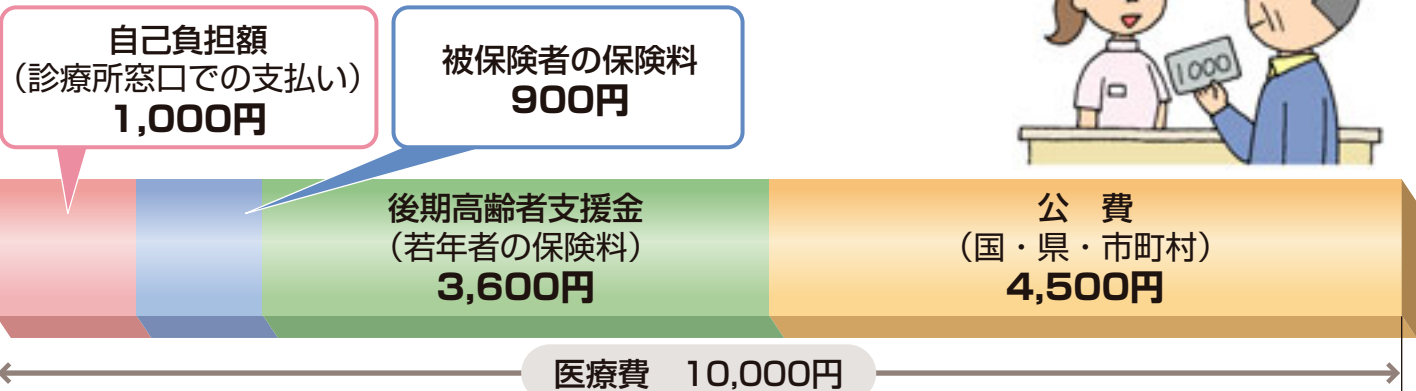
保険料は大切な財源です

75歳以上の方（65歳以上で一定の障害があると認められた方を含む）の医療給付費等（患者負担を除く）の総額を公費（国・県・市町村）が約5割、若年者からの支援金が約4割、残りの1割を保険料として被保険者が負担することになり、これが保険料率算定の基礎となります。

保険料率や賦課限度額は広域連合で決定され、保険料は2年ごとに見直しが行われます。



例 医療費が1万円の場合（自己負担割合が1割の場合）



宮城県後期高齢者医療広域連合

● 個人の保険料額の計算方法

保険料は被保険者一人ひとりに課せられ、1人当たりの保険料額は、所得割額と被保険者均等割額との合計になります。

いままで保険料（税）の負担がなかった方も、個人ごとに負担していただくことになります。

保険料

所得割

均等割



保険料
(限度額50万円)

=

所得割額
(被保険者の所得に応じた額)

+

被保険者均等割額
(被保険者1人当たり均等な額)

● 保険料の軽減

低所得者に係る軽減

世帯主及び被保険者の所得が下表に該当する場合、保険料のうち被保険者均等割額が軽減されます。



総所得金額が下記の金額以下の世帯	軽減割合
基礎控除額 (33万円)	7割軽減
基礎控除額 (33万円) + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である当該世帯主を除く)	5割軽減
基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割軽減

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。
※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。
※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も判定の対象となります。
※世帯内で未申告者がいますと、軽減が受けられない場合があります。

被用者保険の被扶養者に係る軽減

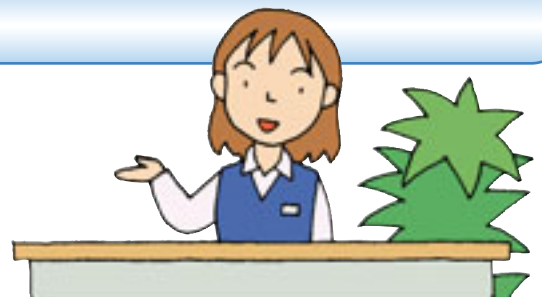
後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方については、新たに保険料負担が生じることから、制度加入時から2年間是被保険者均等割額を5割軽減し（所得割額は課されません）、激変緩和を図ります。

また、平成20年4月から9月までの6カ月間は、被保険者均等割額の徴収を凍結すること、10月から平成21年3月までの6カ月間は、9割軽減することになります。



● 保険料の徴収猶予・減免

災害等により重大な損害を受けたときなど、保険料を納めることが困難な方については、保険料の徴収を猶予または減免を申請することができます。



宮城県の保険料

保険料率	所得割	均等割
	7.14%	38,760円

例1 7割軽減に該当する場合

夫 78歳（世帯主） 公的年金等収入168万円、妻 75歳 公的年金等収入79万円 （単位：円）

	収入	所得 ① (公的年金控除後)	基礎控除後 ② (①-330,000円)	所得割額 (②×7.14%)	均等割額 (38,760円× (1-0.7))	小計	保険料 [100円 未滿を切り捨て ます]
夫	1,680,000	480,000	150,000	10,710	11,628	22,338	22,300
妻	790,000	0	0	0	11,628	11,628	11,600
※軽減判定所得=①-150,000円=330,000円						世帯で負担する保険料	33,900

例2 5割軽減に該当する場合

夫 78歳（世帯主） 公的年金等収入192万円、妻 75歳 公的年金等収入79万円 （単位：円）

	収入	所得 ① (公的年金控除後)	基礎控除後 ② (①-330,000円)	所得割額 (②×7.14%)	均等割額 (38,760円× (1-0.5))	小計	保険料 [100円 未滿を切り捨て ます]
夫	1,920,000	720,000	390,000	27,846	19,380	47,226	47,200
妻	790,000	0	0	0	19,380	19,380	19,300
※軽減判定所得=①-150,000円=570,000円						世帯で負担する保険料	66,500

例3 2割軽減に該当する場合

夫 78歳（世帯主） 公的年金等収入223万円、妻 75歳 公的年金等収入150万円 （単位：円）

	収入	所得 ① (公的年金控除後)	基礎控除後 ② (①-330,000円)	所得割額 (②×7.14%)	均等割額 (38,760円× (1-0.2))	小計	保険料 [100円 未滿を切り捨て ます]
夫	2,230,000	1,030,000	700,000	49,980	31,008	80,988	80,900
妻	1,500,000	300,000	0	0	31,008	31,008	31,000
※軽減判定所得=①-150,000円×2人=1,030,000円						世帯で負担する保険料	111,900

例4 軽減無し

夫 78歳（世帯主） 公的年金等収入192万円 不動産所得 200万円、

妻 75歳 公的年金等収入79万円 （単位：円）

	不動産所得 ①	収入	所得 ② (不動産所得+ 公的年金控除後)	基礎控除後 ③ (②- 330,000円)	所得割額 (③×7.14%)	均等割額 (38,760円)	小計	保険料 [100円 未滿を切り捨て ます]
夫	2,000,000	1,920,000	2,720,000	2,390,000	170,646	38,760	209,406	209,400
妻	0	790,000	0	0	0	38,760	38,760	38,700
※軽減判定所得=②-150,000円=2,570,000円						世帯で負担する保険料	248,100	

例5 サラリーマンの子（40歳、世帯主、給与収入300万円）に扶養されている場合

夫 78歳 公的年金等収入100万円、妻 75歳 公的年金等収入79万円

平成20年度 4月～9月分は無料となり、10月～翌年3月分の均等割額が9割軽減されます。

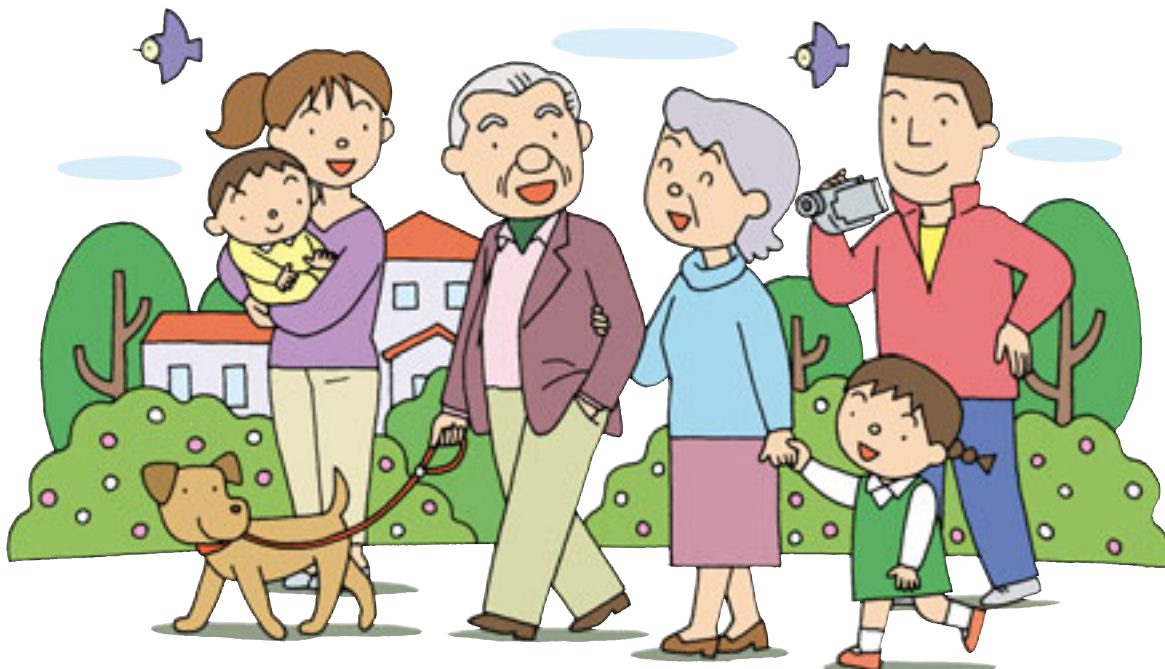
(単位：円)

	収入	所得 ^① (給与所得及び 公的年金控除後)	基礎控除後 ^② (①-330,000円)	所得割額 (②×7.14%)	均等割額 $\left(38,760円 \times \frac{1}{2}\right) \times (1-0.9)$	小計	保険料 [100円 未満を切り捨て ます]
子	3,000,000	1,920,000					
夫	1,000,000	0	0	0	1,938	1,938	1,900
妻	790,000	0	0	0	1,938	1,938	1,900
世帯で負担する保険料							3,800

平成21年度 被保険者均等割額の5割が軽減されます（平成22年度以降は激変緩和措置が終了し、通常の保険料となります）。

(単位：円)

	収入	所得 ^① (給与所得及び 公的年金控除後)	基礎控除後 ^② (①-330,000円)	所得割額 (②×7.14%)	均等割額 $\left(38,760円 \times\right) (1-0.5)$	小計	保険料 [100円 未満を切り捨て ます]
子	3,000,000	1,920,000					
夫	1,000,000	0	0	0	19,380	19,380	19,300
妻	790,000	0	0	0	19,380	19,380	19,300
世帯で負担する保険料							38,600



納付方法

後期高齢者医療の被保険者の方には、保険料を納付していただく必要があります。保険料は個人単位で賦課され、原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象になりません。

普通徴収

特別徴収の対象にならない方は、納付書や口座振替等により、市町村に個別に納付することになります。



保険料のお知らせ（賦課決定通知書）

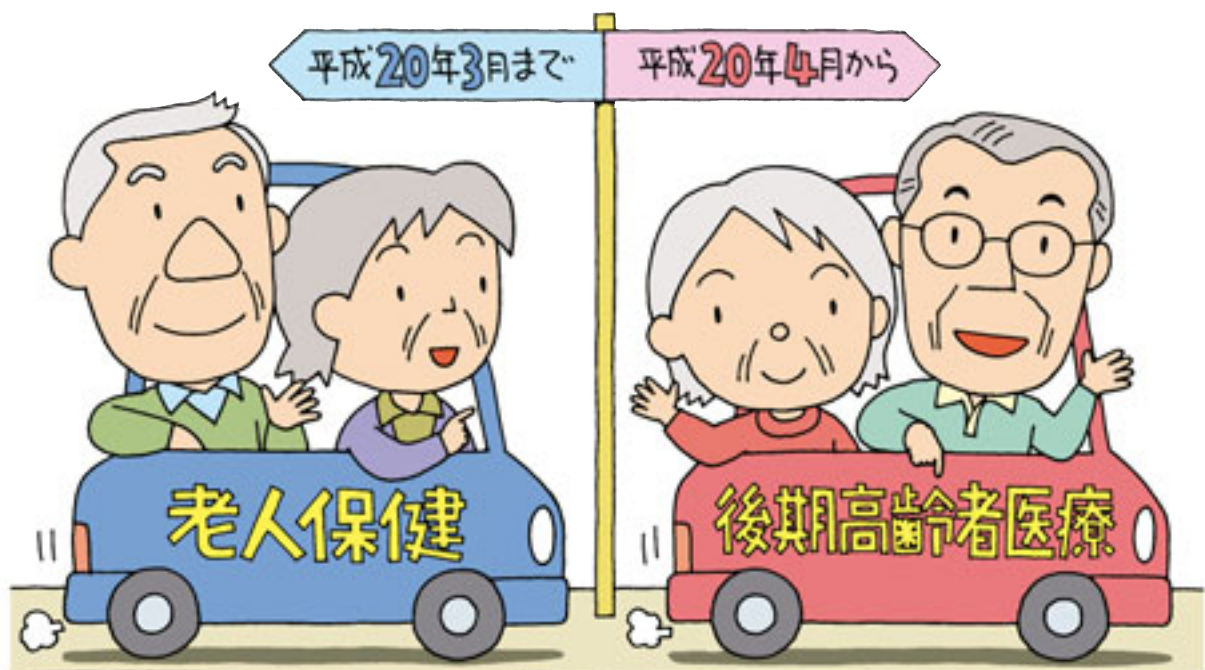
平成20年3月31日現在での対象者の方で特別徴収対象の方は、平成20年4月に賦課決定通知書が送付されます。

それ以外の方は、平成20年7月以降、随時送付されます。

老人保健の障害認定を受けている方へ

65歳から74歳までの方で、一定の障害があり、現在老人保健制度の受給者となっている方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を負担していただくこととなります。




ただし、後期高齢者医療制度には加入せず、現在ご加入の医療保険（国保、健保組合など）に引き続き加入することもできます。その場合は、お住まいの市町村で手続きをしてください。



後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、将来にわたって、誰もが安心して医療を受けられる医療制度の実現をめざして、創設されます。

高齢者の方にも保険料を負担していただきながら運営される制度です。

項目	老人保健制度 (現行)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月から)
対象者	75歳以上（65歳以上で一定の障害があると認められた方を含む）	
資格取得日	75歳の誕生日のある月の翌月から（誕生日が1日の人はその月）	75歳の誕生日当日から 
被保険者証	加入している医療保険からそれぞれ被保険者証が、世帯に1枚または1人に1枚交付されます。	「後期高齢者医療制度」独自の被保険者証が1人に1枚交付されます。 
患者負担	1割負担（現役並み所得者は3割） 	
運営主体	市町村	広域連合（都道府県単位で全市町村が加入）
保険料の負担	保険料は、各保険者に納付していただき、老人保健制度での保険料の負担はありません。	広域連合が条例で定めた保険料率により算出した保険料を納付していただきます。原則として、保険料は年金から天引きされます。

お問い合わせ

●宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3
TEL：022-266-1026 FAX：022-266-1031

URL <http://www.miyagi-kouiki.jp>



●または、お住まいの市（区）役所および町村役場老人医療担当課